**湖西線地域サポーター支援事業費補助金　Q＆A**

（利用団体向け）

|  |  |
| --- | --- |
| Q | 申請書類はどこに提出すればよいですか。 |
| A | 申請者が所在する市町の担当課へ提出してください。市町担当課は、草津市＝企画調整課、栗東市＝土木交通課、湖南市＝都市政策課、甲賀市＝公共交通推進課、日野町＝交通環境政策課、伊賀市＝公共交通課です。 |
| Q | 申請様式の電子データはどこで入手できますか。 |
| A | 滋賀県HP内の「草津線利用促進プロジェクト」ポータルサイトに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。（http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/336650.html） |
| Q | 申請書類は、紙での提出が必要ですか。 |
| A | 受付市町が認めた場合は、電子データ（PDFやワード、スキャンデータ）での提出も可とします。 |
| Q | 申請書類には、押印が必要ですか。 |
| A | 押印は不要です。 |
| Ｑ | 他の補助金と併用できますか。 |
| Ａ | 補助率に対応した申請者自己負担分（裏負担分）については、他の補助金を充てることはできませんが、それ以外の事業費部分について、他の補助金を併用することについては問題ありません。（※例えば、補助金（補助率８０％、上限10万円）を満額活用する場合、補助率に対応した自己負担分は2万5千円となり、この2万5千円分に他の補助金を充てることはできません。ただし、事業全体の経費が30万円である場合、本補助金にかかる部分＝12万5千円（補助金10万円＋自己負担分2万5千円）を除いた、17万5千円について他の補助金を充てることは問題ありません） |
| Ｑ | 補助対象となる団体はどの範囲ですか。 |
| Ａ | 沿線地域（草津市、栗東市、湖南市、甲賀市、日野町、伊賀市）に所在する団体が補助対象団体となります。事業所等を有しない団体にあっては、申請責任者の住所を団体の所在地とします。なお、法人格がある団体（株式会社、一般社団法人、特定非営利活動法人、宗教法人等）は補助率50％、法人格がない団体（町内会、市民グループ等）は補助率80％ととなります。 |
| Ｑ | 補助対象となる事業はどのような範囲ですか。 |
| Ａ | 草津線の活性化を主たる目的とし、草津線の活性化に資すると認められる事業が対象となります。全体として別目的の事業であっても、その一部に草津線の利用促進等を目的とする部分がある場合は、その部分に限って補助対象となります。（※例えば、農業振興を目的としたイベントを開催する場合に、そのイベント内で草津線の利用促進を目的として、草津線利用での来場者を対象とした抽選会や草津線の駅から会場までのシャトルバスの運行を行う場合、これらの部分に要する経費に限って補助対象とします。）なお、専ら営利を目的とするもの、特定の政治・宗教活動にあたるもの、構成員の親睦を主たる目的とするもの、公共の福祉に反するもの、安全確保の措置が不十分なもの、法令、規則等に違反するものは補助対象となりません。また、事業は年度内に完了することが条件となります。 |
| Ｑ | 過去に補助金の交付を受けた団体や事業も補助対象となりますか。 |
| Ａ | 過去に補助金を受けたことがある場合でも補助対象となりますが、取組のすそ野を拡げる観点から、より新規性のある団体・事業を優先的に評価する方針としています。過去実績のある団体・事業は、審査において新規性の評価点が低くなる場合がありますので、前回の補助対象事業よりも効果が大きくなるよう、なるべく事業のブラッシュアップを図って企画提案を行ってください。 |
| Ｑ | 採択の可否はどのように決定されますか。 |
| Ａ | 審査員による審査を行い、採択の可否を仮決定します。審査では、企画提案書の内容について、草津線の利用促進を主たる目的としているかや、草津線の利用促進に繋がる工夫、草津線活性化効果、新規性等について評価（採点）を行います。その他、申請団体や事業について適格審査等を行います。なお、補助金にかかる正式な交付決定は、採択の仮決定後に提出いただく交付申請書に基づき行います。 |
| Ｑ | 採択の仮決定後に、事業計画を変更する場合は、どうすればよいですか。 |
| Ａ | 軽微な変更の場合は、変更後の内容で交付申請の手続きを行ってください。事業の目的や内容、規模、効果に大きな変更が生じる場合は、採択の仮決定が無効となり、交付決定しない場合があります。その場合は、変更後の内容で2次募集等に再度応募し、審査を受けていただくこととなります。 |
| Ｑ | 交付決定後に、事業計画を変更する場合は、どうすればよいですか。 |
| Ａ | 軽微な変更な場合は、所管市町に御連絡をお願いします。事業の目的や規模、効果に大きな変更を行う場合は、再度交付申請書（変更申請）を提出し、承認を受けてください。承認を受けずに事業内容を変更した場合には補助金を交付しない場合があります。（※軽微な変更にあたるかどうかは所管市町にお問合せください） |
| Ｑ | 事業を取りやめる場合は、どうすればよいですか。 |
| Ａ | 交付決定前の場合は、所管市町に取りやめる旨の御連絡をお願いします。交付決定後の場合は、書面（任意様式）により中止申請を行い、承認を受けてください。 |
| Ｑ | 事業着手のタイミングに制約はありますか。 |
| Ａ | 原則として、交付決定以降に事業に着手してください。 |
| Ｑ | 事業終了の時期に制約はありますか。 |
| Ａ | 事業は、必ず年度内に完了するようにしてください。 |